

平成31年3月25日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

3月25日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

ア 裁判所庁舎で行う裁判所職員業務説明会開催のマニュアル（最新版）

イ 大学で行う裁判所職員業務説明会開催のマニュアル（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、2月28日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

最高裁判所では、裁判所庁舎又は大学で裁判所職員業務説明会を開催しておらず、また、下級裁判所において裁判所庁舎又は大学で開催している裁判所職

員業務説明会についてマニュアルを作成する必要はないため、申出に係るマニュアルを作成又は取得していない。

よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。